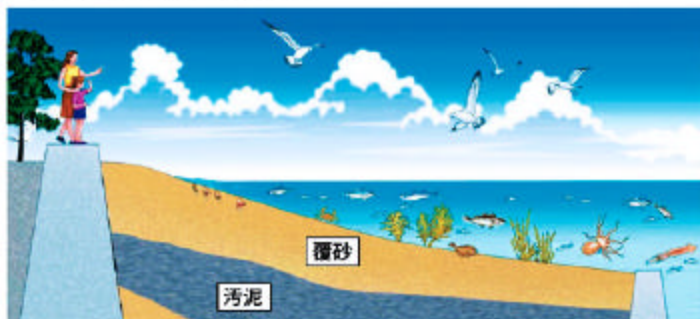


3 良好な海洋環境の形成

指標：湾内青潮等発生期間の短縮【H14比約5%減（H19）】

大都市の閉鎖性海域等における良好な水環境への改善を図るため、東京湾や三河湾などの閉鎖性海域等において、汚泥の浚渫・覆砂、浮遊ゴミ・油の回収などを行い、良好な海洋環境の形成を図ります。

■浚渫土砂を利用した覆砂



▲浚渫等で発生する良質な土砂を活用し、汚泥上へ覆砂することにより有害物質の溶出やメタンガスの発生等による海域環境の悪化を防止。（東京湾・三河湾等）

■浮遊ゴミ・油の回収

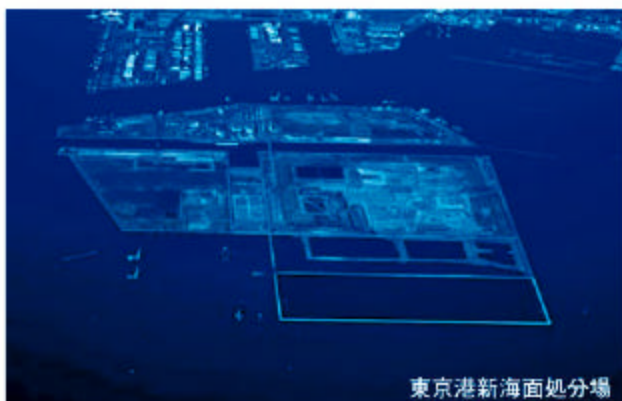
東京湾に配備中の「べいくりん」



▲環境整備船等により閉鎖性海域等でゴミや油の回収を実施。平成15年11月現在、全国に11隻を配備。

4 廃棄物処理対策の推進

最終処分場の残余年数が短く、ひっ迫した状況にあり、また、大都市圏を中心に、内陸部での廃棄物最終処分場の確保がますます困難となっているため、港湾において廃棄物海面処分場の整備を推進します。また、大阪湾における広域廃棄物処分場（フェニックス）の整備や、首都圏の建設発生土を海上輸送により全国の港湾整備等において広域利用するスーパーフェニックス事業を推進します。



東京港新海面処分場

▲廃棄物海面処分場は、海面の一部を護岸で囲い、その内側に廃棄物や浚渫土砂を受け入れる施設です。産業廃棄物の最終処分場の残余年数が非常にひっ迫した状況に対応して、産業廃棄物等の廃棄物海面処分場への受け入れも推進しています。



▲地方自治体や事業主が個々に最終処分場を確保することが困難である大阪湾において、2府4県195市町村を対象とした廃棄物海面処分場を整備し、廃棄物の広域的な処理を推進します。（大阪湾フェニックス事業の対象区域）